

宮城県庁舎広告募集要項（令和8年4月～令和9年3月掲出分）

1 広告媒体

掲出場所	規 格	枠数 (枠)	広告料金(円/月)※1枠あたり			備 考
			左の内訳			
			広告掲出料	行政財産使用料		
1階エレベーターホール	B2縦	46	14, 600	13, 200	1, 400	東側23枠、西側23枠
1階パスポートセンター前	B2縦	12	14, 600	13, 200	1, 400	A4以下リーフレット等設置可
1階カフェラウンジ	B2縦	2	12, 400	11, 000	1, 400	
	縦1. 14m ×横1. 9m	1	26, 200	22, 000	4, 200	内照広告 バックライトフィルム
エレベーター内壁 (A・B枠あります)	A3横	17	8, 000	6, 600	1, 400	東側9枠、西側9枠 (1～2枠/1機) (B枠はA3横・B2縦選択 可)
	B2縦		12, 400	11, 000		
1階北側廊下窓ガラス	縦1. 9m ×横2. 9m	10	63, 390	55, 000	8, 390	七十七銀行前4枠、 郵便局前6枠
2階エレベーターホール	B2縦	26	8, 000	6, 600	1, 400	東側13枠、西側13枠 A4以下リーフレット等設置可

※1 広告掲出箇所写真・図面は、別添のとおりです。

※2 掲出単位は、1枠、1か月単位とします。

※3 広告料金は、消費税及び地方消費税を含みます。また、掲出が決定された期間の広告料金は期間に関らず、一括で納入していただきます。

※4 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）に基づき算定したものです。

2 割引制度

名 称	条 件	割引率
長期割	同一枠を連続して6か月以上掲出する場合	10%
パッケージ割A	異なる掲出場所から2枠かつ3か月以上連続して掲出する場合	20%
パッケージ割B	異なる掲出場所から3枠以上かつ3か月以上連続して掲出する場合	30%

※1 長期割とパッケージ割は、併用が可能です。

※2 割引の対象は、広告掲出料のみで、行政財産使用料は対象外です。

3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です（広告主と広告代理店が異なる場合のみ）。

4 広告の掲出期間

月の初めから月末までの1か月単位 ※最長 令和9年3月末まで。

5 申込受付期間

令和9年2月12日（金）まで

随時申込受付しますが、掲出開始希望月の初日の2週間前までに申し込みしてください。

なお、令和8年4月1日（水）からの広告掲出を希望される場合は、令和8年3月19日（木）まで、御申請願います。

6 申込方法

電子申請、電子メール、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。

申込方法別の必要な書類の作成等については下記のとおりです。

必要な書類 \ 申込方法	電子申請	電子メール	郵送
①宮城県庁舎広告申込書	事前作成不要	様式をダウンロードし作成、電子メールに添付	様式をダウンロードし作成、郵送
②行政財産使用許可申請書	様式をダウンロードし作成、電子申請に添付		
③暴力団等に該当しない旨の誓約書（押印要）	様式をダウンロードし作成、郵送		
④会社の業務内容が分かる会社概要等の資料	電子申請に添付	電子メールに添付	郵送
⑤法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（個人事業主の場合は、住民票抄本）			
⑥広告の原案、リーフレット等が設置可能な場所はその原案			

※ 電子申請または電子メールで申し込む場合でも、「③暴力団等に該当しない旨の誓約書」は郵送してください。

・ 電子申請URL <https://logoform.jp/form/GQGB/830167>

・ 電子メール送信先 kanzaic@pref.miyagi.lg.jp

・ 郵送先 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県総務部管財課調整班宛

7 広告主の決定

先着順とし、宮城県広告掲載等基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

8 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領

9 その他

- (1) 広告の作成・費用は、広告主の負担とします。
- (2) 掲出開始日の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日は最初の開庁日とし、掲出終了日は最後の開庁日とします。
- (3) 広告の掲出・撤去は、1階北側廊下窓ガラス広告を除き県で行います。掲出は、掲出開始日の午前9時まで、撤去は、掲出終了日の午後4時以降に行います。
- (4) 1階北側廊下窓ガラス広告の掲出・撤去は、広告主が行うこととし、掲出作業は、掲出開始日前日の午後3時からとし、撤去作業は、掲出終了日の午後2時までとします。撤去は、原状復旧することとします。
- (5) 1階北側廊下窓ガラス広告は、隣接する複数面を契約した場合、全体で1つの広告とするデザインも可能です。

10 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

11 問合せ先

宮城県総務部管財課調整班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2351 (直通) FAX : 022-211-2298

E-mail : kanzaic@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/kenchokoukoku.html>